

標準貨物自動車運送約款(平成二年運輸告示第五百七十五号)

昭和六年 国土交通省告示第二百十号

第一章 総則

第一条 本約は、貨物の運送を目的とし、送付人(以下「送付人」という。)は、次の事項を記載した運送申込書(以下「運送申込書」という。)を提出し、受取人は、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第二章 運送業務等

第一条 運送の申込み及び引受け
(運送の申込み)
第一条 運送の申込みは、送付人が、前項の運送申込書(以下「運送申込書」という。)を提出し、受取人は、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第三章 積込及び引取り

第一条 積込及び引取り
(積込)
第一条 積込は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第四章 引渡しの手続

第一条 引渡しの手続
(引渡しの手続)
第一条 引渡しの手続は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第五章 損害賠償

第一条 損害賠償
(損害賠償)
第一条 損害賠償は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第六章 雑則

第一条 雑則
(雑則)
第一条 雑則は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第七章 積込及び引取り

第一条 積込及び引取り
(積込)
第一条 積込は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第八章 引渡しの手続

第一条 引渡しの手続
(引渡しの手続)
第一条 引渡しの手続は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第九章 損害賠償

第一条 損害賠償
(損害賠償)
第一条 損害賠償は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第十章 雑則

第一条 雑則
(雑則)
第一条 雑則は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第十一章 積込及び引取り

第一条 積込及び引取り
(積込)
第一条 積込は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第十二章 引渡しの手続

第一条 引渡しの手続
(引渡しの手続)
第一条 引渡しの手続は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第十三章 損害賠償

第一条 損害賠償
(損害賠償)
第一条 損害賠償は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第十四章 雑則

第一条 雑則
(雑則)
第一条 雑則は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第十五章 積込及び引取り

第一条 積込及び引取り
(積込)
第一条 積込は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第十六章 引渡しの手続

第一条 引渡しの手続
(引渡しの手続)
第一条 引渡しの手続は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第十七章 損害賠償

第一条 損害賠償
(損害賠償)
第一条 損害賠償は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第十八章 雑則

第一条 雑則
(雑則)
第一条 雑則は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第十九章 積込及び引取り

第一条 積込及び引取り
(積込)
第一条 積込は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第二十章 引渡しの手続

第一条 引渡しの手続
(引渡しの手続)
第一条 引渡しの手続は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第二十一章 損害賠償

第一条 損害賠償
(損害賠償)
第一条 損害賠償は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第二十二章 雑則

第一条 雑則
(雑則)
第一条 雑則は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第二十三章 積込及び引取り

第一条 積込及び引取り
(積込)
第一条 積込は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

第二十四章 引渡しの手続

第一条 引渡しの手続
(引渡しの手続)
第一条 引渡しの手続は、送付人が、前項の運送申込書に基づき、貨物の運送を行うこととする。

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

国土交通省告示第209号 令和6年3月22日公布

距離制運賃表 (関東運輸局管内) (単位:円)
Table with columns: キロ程, 車種別 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー), 運賃.

時間制運賃表 (関東運輸局管内) (単位:円)
Table with columns: 種別, 車種 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー), 運賃.

III 個建運賃
運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

IV 運賃割増率
(遠達割増等) 次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。

Table listing special vehicle categories and their corresponding discounts: 冷蔵車・冷凍車, 海上コンテナ輸送車, etc.

Table listing special vehicle categories and their corresponding discounts: タンク車, etc.

V 待機時間料 (単位:円)
Table with columns: 時間, 車種別 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー), 待機時間料.

VI 積込料、取卸料、附帯業務料 (附帯業務料) (単位:円)
Table with columns: 時間/内容, 車種別 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー), 積込料/取卸料.

【附帯業務料】
附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 利用運送手数料
運賃の10%を当該運賃とは別に収受

VIII 有料道路利用料
有料道路を利用した区間の料金を運賃とは別に収受

IX その他実費として収受すべき費用
フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X 燃料サーチャージ
1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。
基準価格: 120.00円/L (※)
改定の刻み幅: 5.00円/L
改定条件: 改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

Table for fuel surcharge calculation: 調達している軽油価格, 基準価格, 算出上の代表価格, 算出上の燃料価格上昇額.

※ 算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。
※ 算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格-基準価格)とした。

Table for fuel surcharge calculation: 車種, 燃費 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー).

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件 (平均走行距離) は以下のとおりとする。

Table for time-based freight conditions: 車種, 8時間制, 4時間制 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー).

5. 端数処理
端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI その他
この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

○貨物運賃料金適用方

- 1. 距離制運賃料金適用方 (適用する運送)
2. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を賃借して貨物を運送する場合に適用し、車種については、代表的な分類として以下のとおりとする。
(1) 小型車 (2tクラス): 最大積載量2トン以下の車両
(2) 中型車 (4tクラス): 最大積載量2トン超かつ車両積載量11トン未満の車両
(3) 大型車 (10tクラス): 中型車 (4tクラス) を超える車両 (トレーラー (20tクラス) を除く。)
(4) トレーラー (20tクラス): 牽引車と被牽引車を連結した車両であって最大積載量が20トン前後のもの (特殊運賃との関係)
2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これに関する運賃及び料金を算出した場合には適用しません。
(運賃料金計算の基本)
3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
(3) 連続かつ反復して行われる貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。
(運賃計算の方法)
4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げられている金額 (以下「基準運賃」といいます。) の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。なお、運送距離が200kmまでの場合、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。同様に、運送距離が200kmを超えて500kmまでの場合、20kmに満たない走行キロは20kmに、運送距離が500kmを超えている場合、50kmに満たない走行キロは50kmに切り上げて計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に追加した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(端数の処理)
5. 運賃又は料金を計算する場合に発生した端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超える、1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。
(キロ程の計算)
6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最長となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷主が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。
(割増率及び割引率の適用)
7. 2種以上の割増率又は割引率が重複して適用される場合は、それぞれの率をあらかじめ追加した上で計算します。
(個建運賃)
8. 長期にわたって計画かつ大量に出荷される次の(1)の各月に該当する貨物の運送契約 (文書をもって運送契約を締結したものに限り) をする場合には、運送区間ごとに(1)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限り。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
(1) ① 単一品目であること
② 荷姿が一定していること
③ 1個の重量又は容積が一定していること
④ 十分なリードタイムが確保されること
(2) (車種別のキロ程に応じた距離制運賃及びこれらの運賃に付随する料金を) ÷ (最大積載個数又は重量) × 基準運賃率 (70%)
(遠達割増等)
9. 次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額を加算します。
(1) 有料道路の利用、労働基準法、改善基準告示、道路交通法等の関係法令の遵守を前提として、通常想定される配達予定日よりも早く配達を希望する場合
(2) 有料道路の利用が認められない運送を希望する場合
この場合、有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃を基準運賃とします。
(割引運賃)
10. 積み合わせを前提とし、積み合わせにかかる充分なリードタイムが確保される場合、基準運賃に運賃表に定める割引率を乗じた金額を算出します。
(特殊車両割増)
11. 所定の特殊車両を使用した場合は、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額 (その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額) を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増率を適用した場合には適用しません。
(休日割増)
12. 日曜祝日及びそれ以外の運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝日に運送した運送距離に対応する基準運賃 × 0.2
(深夜・早朝割増)
13. 深夜・早朝割増の適用時間 (午後10時から午前5時まで) に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃 × 0.2
(品目別割増)
14. 貨物が割増品目目録に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なる割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最も高い割増率を適用します。
(特大品割増)
15. 貨物の長さ (高さを含みます。)、重量又は容積が特になどときは、所定の割増率を適用します。
(懸吊割増)
16. 運送区間中に懸吊割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
懸吊割増区間の運送距離に対応する基準運賃 × 0.3
(冬期割増)
17. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃 × 0.2
(地区割増)
18. 貨物の発地又は着地が、別途定める区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。
(長期契約割引)
19. 3ヶ月以上わたる契約 (文書をもって運送契約を締結したものに限り) により、継続かつ反復して運送される貨物 (1回の運送距離が200kmを超えるものに限ります。) については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。
(往復貨物の割引)
20. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送 (それぞれ100km以上の運送に限り) を行う場合であって、次の(1)又は(2)に該当するときは、往路及び復路の基準運賃については、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
(1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
(2) 往路の荷主が復路の貨物をお返しし、その運賃料金の支払いについて運賃責任を負う場合
(待機時間料)
21. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により発地又は着地において待機した時間 (荷主による積込み取卸しの時間を含みます) が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれの時間について合算するものとします。
また、待機時間料及び取卸料・取卸料が適用される時間の合計が2時間を超える部分については、割増しによる所定の待機時間料を収受します。
(積込料・取卸料)
22. 積込み又は取卸しを受け付けた場合における積込料・取卸料については、所定の積込料・取卸料を収受します。但し、安全対策を施した積込み、取卸しなど、品目や重量などの特性上やむを得ない事情がある場合には適用しないことがあります。また、積込料・取卸料及び積込・取卸の待機時間料が適用される時間の合計が2時間を超える部分については、割増しによる所定の積込料・取卸料を収受します。

- (附帯業務料)
23. 品代金の取立て、荷替金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、積持ち及び縦持ち、積み入れ、ラベル貼り、はい作票その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。
(利用運送手数料)
24. 他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合は、当該運送事業者の手配までを要した回数について、所定の利用運送手数料を収受します。なお、特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もった手数料を収受します。
(燃料サーチャージ)
25. 調達する燃料費が基準価格を超えるときは、所定の燃料サーチャージを収受します。
(消費税及び地方消費税の加算方法)
26. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づき税率を乗じて計算します。
(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。
(有料道路利用料)
27. 有料道路利用料を利用した区間の料金を運賃とは別に収受します。
(実費)
28. フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送に伴う施設使用料等その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。
(計算の順序)
29. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
② 割増率及び割引率の適用の計算
③ 上下それぞれ10%幅の適用の計算
④ 5による運賃の端数処理
⑤ 積込料 (端数の端数を含む。) の計算
⑥ 22による加算の計算
⑦ 有料道路利用料、実費の計算
(中止手数料)
30. 荷主の責により、運送の中止が生じた場合 (荷主が責任を負わない事由を除く) の中止手数料は、次に定めるとおり収受します。
① 積算予定日の3日前までに運送の中止をしたとき 収受しません
② 積算予定日の前々日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の22～23.25及び27～28を除く。以下同じ) の20%以内
③ 積算予定日の前日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の30%以内
④ 積算予定日の当日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の50%以内
(その他)
31. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとする。

- II. 時間制運賃料金適用方 (運賃料金計算の基本)
1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を賃借して貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別 (8時間制又は4時間制) ごとに計算します。
(走行キロ及び時間の計算)
3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車両に到着するまでに行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。
(従業員)
4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。
(距離制運賃料金適用方)
5. (運賃計算の方法)
6. (端数の処理)
7. (割増率及び割引率)
8. (個建運賃)
9. (遠達割増等)
10. (割引運賃)
11. (特殊車両割増)
12. (休日割増)
13. (深夜・早朝割増)
14. (品目別割増)
15. (特大品割増)
16. (懸吊割増)
17. (冬期割増)
18. (地区割増)
19. (長期契約割引)
20. (待機時間料)
21. (積込料・取卸料)
22. (燃料サーチャージ)
23. (消費税及び地方消費税の加算方法)
24. (有料道路利用料、実費、計算の順序、その他)
25. (燃料サーチャージ)
26. (消費税及び地方消費税の加算方法)
27. (有料道路利用料、実費、計算の順序、その他)
28. (フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送に伴う施設使用料等)
29. (運賃及び料金の計算)
30. (中止手数料)
31. (その他)

○運賃割増率

Table listing surcharge rates: 1. 品目別割増 (易損品, 危険品, 特殊物件, 汚秽品, 貴重品), 2. 特大品割増, 3. 道路割増, 4. 冬期割増.

Table listing regional surcharges: 地区割増料 (地域, 車種別, 小型車, 中型車, 大型車, トレーラー).